

ID: 96

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	医療証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則 第11条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第98号		
【根拠条文】 (医療証の再交付) 第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(様式第3号)により市長に医療証の再交付を申請することができる。 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7 日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日